介護　介護保険　主治医意見書作成料請求書

令和			年			月分

保険者番号						

被保険者	被保険者番号	3									12		
	(フリガナ)												
	氏名												
	生年月日	1. 明治　2. 大正　3. 昭和									性別	1. 男　2. 女	
				年			月			日			
	住所												

請求医療機関	医療機関コード												
	事業所名称												
	所在地	郵便番号											
		電話番号											

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号													保険者確認	※
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日	令和			年			月			日				

※印の欄は記入しないで下さい

意見書作成料	種別	1. 在宅　2. 施設	1. 新規　2. 継続	金額						円

診断・検査費用	内訳		点数				摘要						
	診断												
	検査	胸部単純X線撮影											
		血液一般検査											
		血液化学検査											
		尿中一般物質定性･半定量検査											
	合計						点数合計×10円						円

13 請求額	意見書料					17	円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合計	23				27	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診療・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純X線撮影　・血液一般検査　・血液化学検査　・尿中一般物質定性　・半定量検査